

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2019年6月6日～2019年6月12日)

令和元年(2019年)6月14日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 野党市民プラットフォームと「近代」の統一会派結成 チャプトヴィチ外相、スロバキアを訪問 ブワシュチャク国防相、米国訪問 ドゥダ大統領、米国を訪問								【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 ワルシャワで実施された同性愛者らによるデモ行進 領域防衛軍によるサイバーセキュリティチームの設立 ロシアでスパイ容疑で拘束されたポーランド人に関する動き 国家記憶院による社会主義時代の情報機関協力者に関する情報公開 ポーランド、米国と犯罪対策にかかる協力協定を締結 フーリガンによる強盗事件の摘発								
経済 2019年予算編成方針の閣議決定 最低賃金引き上げに関するモラヴィエツキ首相の発言 ポーランドにおける住宅戸数の増加 海外投資家の対ポーランド投資に関するPAIH調査結果 E-mobility 法に関する地方政府の課題 新中央空港に関する動向 ポーランド鉄道関連市場の上昇 PKN Orlen と Lotos の合併に係る動き ウクライナ人雇用者関連動向 エミレヴィチ企業・技術大臣の欧州委員候補に関する報道 電気料金上昇対策に対するポーランド産業界の見方 国営鉱山企業ヤストシェンベ石炭(JSW)社社長の解任 ポーランド・米国間のエネルギー協力								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について 国際機関への就職に関心がある皆様へ 大使館広報文化センター開館時間文化行事・大使館関連行事 在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

政 治

内 政

野党市民プラットフォームと「近代」の統一会派結成【7日】

7日、スヘティナ市民プラットフォーム(PO)党首は、「近代」との共同全国評議会において、下院で統一

会派を結成し、構造的な協力強化を目指すと発表した。この結果、下院で野党最大の会派である市民プラットフォームー市民連立(PO-KO)に「近代」会派の議員が加わり、所属議員は143名となる。

外交・安全保障

チャプトヴィチ外相、スロバキアを訪問【7日】

7日、チャプトヴィチ外相はブラチスラバを訪問し、グローバル・セキュリティ・フォーラムで行われたNA TOが直面する課題に関する討論会に参加した他、V4諸国外相及び康京和・韓国外相と、サイバーセキュリティ、インフラ、エネルギー問題等について協議した。また、チャプトヴィチ外相は、康外相と二国間協議を行い、経済協力及び朝鮮半島情勢等について協議した。

ドゥダ大統領がトランプ大統領との間でポーランドにおける米軍のプレゼンス強化に関する合意が発表され、今後、在ポーランド米軍兵士を約1,000名増加すること等が決定された。

ドゥダ大統領、米国を訪問【12日】

12日、ドゥダ大統領は、ワシントンDCでトランプ米国大統領と、ポーランド領内の米軍プレゼンスの分野での防衛協力に関する共同宣言に署名した他、ポーランド側は同機32機を購入する用意があると述べた。両大統領はまた、米国産ガスの購入契約に関する文書にも署名した。トランプ大統領は、記者会見で、ポーランドとの米国査証免除の時期について問われ、90日以内に行われるかもしれないと述べた。同大統領夫妻のホワイトハウス訪問は9か月ぶり。

ブワシュチャク国防相、米国訪問【10-12日】

10-12日、ブワシュチャク国防相は米国を訪問し、ポーランド国防省が調達を予定しているF-35戦闘機を視察するとともに、シアナハン米国国防長官、ボルトン大統領補佐官等と二国間の軍事協力関係の強化について意見交換をした。なお、12日には、

治 安 等

ワルシャワで実施された同性愛者らによるデモ行進【7日】

7日、ワルシャワ市内中心部でLGBTなどの性的少数者の機会均等を求めるデモ行進が実施され、ワルシャワ市の集計で約47,000人(主催者発表は80,000人以上)が参加した。行進中、大きなトラブル発生しなかった。同行進は、これまでにポーランド国内で開催された類似のデモの中では最大規模であり、ワルシャワ市も共催した。なお、同行進には、ポーランドのカトリック教会司教も参加し、性的少数者の機会均等に賛意を表明したことから、ポーランド司教会議は同司教の行為を神への冒とくと非難する声明を発出した。

ロシアでスパイ容疑で拘束されたポーランド人に関する動き【10日】

ロシアでポーランド人・マリアン・ラザイエフスキがスパイ容疑で起訴され、モスクワで同人に対する裁判が始まった。同裁判は非公開で進められており、有罪が確定した場合、同人には12年から20年の自由剥奪が課せられると見られている。

領域防衛軍によるサイバーセキュリティチームの設立【8日】

6日、領域防衛軍は、組織内にサイバーセキュリティ活動チーム(ZDC)を立ち上げた。同チームは約100人で構成され、約9割が志願者で構成される見込み。同チームの立ち上げのねらいは、平時にIT企業で勤務する者など組織内のIT人材を育成・活用することにあるとされる。

国家記憶院による社会主義時代の情報機関協力者に関する情報公開【10日】

10日、ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、国家記憶院(IPN)が、1944年から1990年にかけて社会主義政権下で活動したポーランド情報機関と協力関係にあった外国人数百人の情報をウェブサイト上で公開したと報じた。当地の情報機関を統轄する特務機関調整大臣付のジャリン報道官は、本件に関し、IPNが公開したのはポーランド人民共和国時代の情報機関協力者のリストであり、1990年にポーランド共和国が成立して以降のポーランド情報機関協力者の情報は含まれていないとした上で、公開された情報は、ポーランド情報機関の活動を脅かすものではないと述べた。また、同報道官は、IPNによる資料収集・公開は、国内法に基づき適切に実施されている

とした上で、ポーランドは外国に社会主義政権時代の情報機関協力者に関する情報を提供することはないと付言した。

ポーランド、米国と犯罪対策にかかる協力協定を締結【12日】

12日、内務・行政省は、犯罪対策にかかる情報交換、経験交流を目的に、米国との間で犯罪対策に関する協力協定を締結したと発表した。同協定の締結は、米国の対ポーランド査証免状要件の一つとなっている。なお、同協定と同時に、公共の安全及び移

民問題への恒常的協力に関する予備的合意書(LO I)も締結された。

フーリガンによる強盗事件の摘発【13日】

警察は、ビエスコ・ビャワのゲームセンターを襲撃し、10,000ズロチを強盗したとして、33歳のフーリガンの男を逮捕した。同事件は6月8日に発生したもので、容疑者は、同日、本件とは別に別の恐喝事件も引き起こしており、被害者から20,000ズロチを奪っていた。容疑者は薬物犯罪で逮捕歴があり、警察は容疑者宅から違法薬物も押収した。

経 済

経済政策

2019年予算編成方針の閣議決定【11日】

11日、政府は2019年予算編成方針を閣議決定した。予算編成の前提となる政府経済見通しでは、実質GDP成長率を3.8%、平均物価上昇率を2.3%、失業率を5.6%と予測している。

最低賃金引き上げに関するモラヴィエツキ首相の発言【11日】

11日、政府は、2020年に最低月額賃金を2,450ズロチ、最低時給を16ズロチに引き上げると

する家族・労働・社会政策省案を採択した。モラヴィエツキ首相は、現政権の任期中に最低月額賃金を1,750ズロチから2,450ズロチと40%引き上げたことは大きな成功であると述べた。なお、2020年の最低月額賃金について、雇用主側は2,387ズロチ以下を、労働組合側は2,520ズロチ以上を要求している。同案は今後政府、雇用主、労働組合で構成される社会協議委員会の協議に付される。

マクロ経済動向・統計

ポーランドにおける住宅戸数の増加【7日】

企業・技術省によると、ポーランドの住宅数は2010年以降約97万戸増加した(都市部では65万戸、地方部では32万戸増加)。同省は、賃金上昇及び家計所得の上昇により、ポーランドにおける住宅事情が改善していることを示しているとした。同省の統計によると、2017年末の総住宅数は1,450万戸に上ったという。

海外投資家の対ポーランド投資に関するPAIH調

査結果【11日】

投資・貿易庁(PAIIH)が実施した投資環境調査によると、65%の投資家がポーランドを良好な投資とみている。外国投資家は、ポーランドの主な優位性として、国内市場の規模や経済の安定性を挙げた。また、94%がポーランドへの投資に満足しており、再投資を検討していること、53%が2019年出資を増やす計画があると回答した。一方で、法律の不安定性、裁判所や税務行政の非効率性を主要な課題と回答した。

ポーランド産業動向

E-mobility 法に関する地方政府の課題【7日】

地方政府は、2018年1月に施行されたE-mobility法で定められた、地方自治体や関連公共機関が使用する車両の10%を環境配慮型低排出車両に転換するとする履行義務を満たしていない。地方自治体は、同車両を購入するための財源確保ができず、履行期限を2022年に延期すべきと主張している。

新中央空港に関する動向【10日】

マレプシヤク新中央空港(CPK)特別目的会社社長は、ワルシャワ・シヨパン空港の能力限界を理由に、新空港建設が必要と述べた。運営方法、資本、投資回収も含めたパートナー(含:空港会社)との交渉を行っているが、政府によって決められたスケジュール(2021年建設開始、2027年竣工)に関しては非現実的であると述べた。

ポーランド鉄道関連市場の上昇【10日】

ポーランドの鉄道部門は多くの魅力的な入札を

準備しており、10年以内に時速250kmの列車100台以上が発注されると見込まれている。しかし、EUからの補助金が少ない場合、これら投資の実現可能性に課題も残っている。

PKN OrlenとLotosの合併に係る動き【10日】

国営石油企業PKN Orlen社のオバイテク社長は、数週間以内に同社とLotos社の合併申請を行う予定と述べた。同CEOは、Lotos社の本社はグダン

スクに残るとした上で、同合併により強固な企業が形成され、操業コストの削減も可能であり、燃料価格に好影響を与える可能性があるとしている。

ウクライナ人雇用者関連動向【11日】

ポーランド国立銀行は、2020年以降、最大25%のウクライナ人労働者がドイツへ移ると予測している。なお、現在、約80万人のウクライナからの移住者がポーランドで働いている。

エネルギー・環境

エミレヴィチ企業・技術大臣の欧州委員候補に関する報道【10-11日】

各種報道によれば、エミレヴィチ企業・技術大臣は、欧州委員(エネルギー・気候変動担当)候補とされている。欧州委員長への立候補を希望しているベステア欧州委員(競争担当)がポーランド政府に非公式に打診したと報じられている。エミレヴィチ大臣は、トフジェフスキ・エネルギー大臣の提言するエネルギー政策を批判し、風力発電や厳格な石炭の需要管理を提唱している。

電気料金上昇対策に対するポーランド産業界の見方【11日】

ポーランドの産業界は、電気料金上昇防止対策に対して懐疑的である。同取組によりポーランド企業は3年で最大20万ユーロの支援を受けられているが、予想される支出に対して十分ではないとされている。電気料金の上昇率は2020年には約10%~20%とみられているが、2021年以降に更なる電気料金上昇につながりうる要因も散見される。

国営鉱山企業ヤストシェンベ石炭(JSW)社社長

の解任【12日】

国営鉱山企業JSW社(雇用者数28,000人)のオゾン社長が同役職を辞任し、後任としてマレク監査役が社長代理に就任した。エネルギー大臣の同社への影響と地方労組の人事異動に伴う衝突があったとも言われるが、労働組合の委員長は解任の原因は、同氏が監査役会に対して重要な決定要件に関する情報共有を制限していたことだと述べた。同社は2030年の経営戦略を公表したばかりで、石炭のみならず、水素精製、発電事業、カーボンナノチューブ製造等の新事業展開を計画していた。

ポーランド・米国間のエネルギー協力【13日】

12日、ドゥダ大統領の訪米に同行したナイムスキ戦略エネルギーインフラ特命全権委員は、ペリー米商務長官との間で、民生用原子力に係る覚書を締結した。また、国営石油・ガス企業PGNiG社と米・ベンチャーグローバルLNG社との間で、年間150万トンのLNG供給を追加する契約が締結されるなど、両国間のエネルギー安全保障を目的とした協力が進展した。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国に

において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2019年6月現在): 26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

パスポートダウンロード申請書の御案内

2017年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

●本件に関する問い合わせ先

在ポーランド日本国大使館 領事部

代表電話: +48-22-696-5005(月曜～金曜日 9:00-12:30 13:30-17:00)

閉館時緊急連絡先: +48-22-696-5000(当館代表番号から自動転送されます)

E-mail: cons@wr.mofa.go.jp

●予約方法や必要書類に関するお知らせ

<https://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/ryoujishutchou31wroclaw.pdf>

日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について

本邦の登記所における不動産登記手続において、その登記申請のための委任状や利害関係人の同意書

等に対し、海外に居住しているため印鑑証明書を提出できない在留邦人(日本国籍者)の方については、居住地を管轄する日本国大使館・総領事館等において発行する署名証明のほか、居住国(地)の公証人や判事(以下、公証人)が作成した署名証明でもよいこととされています。

なお、居住国(地)の公証人が作成する署名証明の書式は任意(外国語文でも可)ですが、その内容として、公証人の面前で貼付け書類(委任状等、登記手続関係書類)に当該人が署名(署名は日本文字又はローマ字の何れか、あるいはこれらを併記したもので可)したことが明記され、当該人の氏名、生年月日(西暦で可)及び有効な日本国旅券の番号、証明書の発行日・発行番号、公証人の官職・氏名・署名が記載されること、書類の貼付け部分に公証人による契印がなされることを確認してください。また、登記所に提出する際は、当該署名証明の記載内容の和訳(書式及び翻訳者は任意)を付す必要があります。

詳細につきましては、法務省ウェブサイトの「外国に居住しているため印鑑証明書を取得することができない場合の取扱いについて」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00346.html)を御覧いただくか、当該不動産の所在地を管轄する登記所(法務局・地方法務局、またはそれらの支局・出張所)に直接御照会ください。

国際機関への就職に関心がある皆様へ

在ポーランド日本国大使館では、国際機関への就職に関心がある日本人の方を対象に、外務省国際機関人事センター作成の資料を配付しています。御希望の方は、大使館広報文化センターへお問い合わせください。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報：<https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話：22-584-73 00, Eメール：

info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

文化行事・大使館関連行事

【開催中】直筆。アーティストのシグニチャー。現代ポーランド美術における日本の伝統【6月1日(土)～23日(日)】

ワルシャワにて、マリア・グジゴジェフスカ特殊教育大学美術教育コレギウム主催による『直筆。アーティストのシグニチャー。現代ポーランド美術における日本の伝統』が開催中です。日本とポーランドのアーティストによる展覧会などが予定されています。入場料は無料です。

開催場所：ワルシャワ, SARP, Foksal 2

詳細：<http://www.aps.edu.pl/>

【開催中】日本ポーランド国交樹立100周年屋外パネル展【6月3日(月)～30日(日)】

ワジェンキ公園において、日本ポーランド国交樹立100周年屋外パネル展が開催中です。日本とポーランドの二国間の歴史や両国の交流に関するパネルが展示されます。入場料は無料です。

開催場所：ワルシャワ, ワジェンキ公園屋外ギャラリー

【予定】第19回全ポーランド子供伝統空手道選手権大会【6月14日(金)～15日(土)】

ヴロツワフにて、ヴロツワフ伝統空手クラブ「コブ」基金主催による『第19回全ポーランド子供伝統空手道選手権大会』が開催されます。

開催場所：ヴロツワフ, Wejherowska 34

詳細：<https://kobu.pl/>

【予定】第7回日本祭り「Matsuri - Piknik z Kulturą Japońską」【6月15日(土)11:30～19:00】

ポーランド商工会, 日本人会, 日本大使館主催による第7回「日本祭り」がワルシャワのスウジェフ文化センターで開催されます。様々なステージ演目, 武道, 着付け, 書道, マンガ, 生け花, けん玉等のワークショップ・展

示など日本をまるごと体験できます。その他に、観光情報コーナーや企業展示、日本食の販売なども予定されています。入場料は無料です。

開催場所: ワルシャワ, Stuzewski Dom Kultury, ul. Jana Sebastiana Bacha 15

詳細:

フェイスブック <https://www.facebook.com/MatsuriPiknikJaponski>

ウェブサイト <http://www.pl.emb-japan.go.jp/matsuri.html>

【予定】デフィラド広場での蝶々婦人【6月15日(土)21:00】

ワルシャワにて、スタジオ劇場主催による『デフィラド広場での蝶々婦人』が開催されます。入場料は有料です。

開催場所: ワルシャワ, デフィラド広場

詳細: <http://madamabutterfly.pl/>

【予定】100周年記念シティーゲーム【6月22日(土)】

ワルシャワにて、ワルシャワ日本語学校主催による『100周年記念シティーゲーム』が開催されます。参加費は無料です。

開催場所: ワルシャワ

詳細: <http://wsjj.pl/>

【予定】第25回ウッチバレエ会における東京バレエ団の公演【6月22日(土)~23日(日)】

ウッチにて、ウッチ大劇場主催による『第25回ウッチバレエ会』が開催されます。東京バレエ団による公演が予定されています。

開催場所: ウッチ, ウッチ大劇場, Plac Dąbrowskiego

詳細: <http://www.operalodz.com/index.php>

【予定】朝市「日本の週末」【6月22日(土)~23日(日)】

ワルシャワにて、朝市ポーランド主催による『朝市「日本の週末」』が開催されます。武道デモンストレーション、様々な子供向けのワークショップ(紙芝居, 折り紙, 着付け, 漫画, 剣玉など)や三味線コンサートが予定されています。入場は無料です。

開催場所: ワルシャワ市

5月22日(土) 9~16時 ジョリボシ区, al. Wojska Polskiego 4/ ul. Śmiała

5月23日(日) 9~16時 モコトフ区, skwer im. AK. Granat, ul. Puławska 113A

詳細: <http://targzniadaniowy.pl/>

【予定】国交樹立100周年記念能公演【6月26日(水)および28日(金)】

クラクフおよびワルシャワにて『国交樹立100周年記念能公演』が開催されます。

日程:

6月26日(水) 18:00(於:クラクフ)

開催場所: 日本美術技術博物館, ul. Konopnickiej 26

チケット: 日本美術技術博物館までご連絡下さい(連絡先: muzem@manggha.pl, 12 267 27 03)

6月28日(金) 17:30(於:ワルシャワ)

開催場所: 国立劇場ボグスワフスキホール, ul. Pl. Teatralny 3

チケット: <https://www.ebilet.pl/teatr/pozostale/spektakl-japonskiego-teatru-no/>

【予定】欧州青少年柔道選手権【6月27日(木)~30日(日)】

ワルシャワにて、ポーランド柔道協会主催による『欧州青少年柔道選手権』が開催されます。

開催場所: ワルシャワ, TORWAR, Łazienkowska 6A

詳細: <https://www.warsawjudocadetec2019.pl/>

【予定】国際会議「コレクション・ミーティング・インスピレーション。中央・東ヨーロッパにおける1919年日本ポーランド国交樹立前の日本の芸術の受け入れ」【6月27日(木)~29日(土)】

クラクフにて、ヤギェロン大学国際文化研究所主催による『国際会議「コレクション・ミーティング・インスピレーション。中央・東ヨーロッパにおける1919年日本ポーランド国交樹立前の日本の芸術の受け入れ」』が開催されます。日本の芸術などに関する会議が予定されています。

開催場所:クラクフ, クラクフ国立博物館, Aleja 3 Maja 1

詳細:<https://europe-japan2019.confer.uj.edu.pl/venues>

【予定】 プラガ区での七夕【6月29日(土)】

ワルシャワにて、喜びの公園主催による『プラガ区での七夕』が開催されます。様々なワークショップ(浮世絵、書道、武道)や三味線コンサートが予定されています。入場料は無料です。

開催場所:ワルシャワ, Przystanek Wisła, Ratuszowa 2

詳細:<https://www.facebook.com/events/przystanek-wis%C5%82a/tanabata-na-pradze/2267916943475965/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)